

令和4年(コ)第15号 原子力発電所運転差止仮処分命令申立事件

債権者 田内雄司 外1名




債務者 関西電力株式会社

主張書面(11)

(避難計画に関する再度の反論)

令和5年6月19日

福井地方裁判所民事部 御中

債務者代理人	弁護士	小	原	正	敏	
	弁護士	田	中		宏	
	弁護士	西	出	智	幸	
	弁護士	神	原		浩	
	弁護士	原	井	大	介	
	弁護士	森		拓	也	

目 次

第 1	「原発の危険性と第 5 層の避難計画」とする主張について（債権者ら準備書 面 1 1 第 3 の 1）	4
第 2	「航空機や船舶ですら万が一の事故時の救命設備を欠く設備の運転を許され ないなら、ましてや原発ではなおさらそうであること」とする主張について （債権者ら準備書面 1 1 第 3 の 2）	5
第 3	「屋内退避の不合理」とする主張について（債権者ら準備書面 1 1 第 3 の 3）	5
第 4	避難先でも原子力災害が生じている可能性があるとする主張について（債権 者ら準備書面 9 第 1 の 3（2））	7
第 5	「安定ヨウ素剤の服用が適時にできないこと」とする主張について（債権者 ら準備書面 1 1 第 3 の 4）	8
第 6	「コロナ禍での避難」とする主張について（債権者ら準備書面 9 第 1 の 3 （3）及び同 1 1 第 3 の 5）	9
第 7	「被ばくを前提にした避難計画」とする主張について（債権者ら準備書面 1 1 第 3 の 6）	13
第 8	まとめ	14

本書面は、債権者らの令和5年1月30日付準備書面9（以下、「債権者ら準備書面9」といい、他の書面の略称もこの例による）及び債権者ら準備書面11における債権者らの避難計画に関する主張に対し、必要な範囲で反論するものである。

第1 「原発の危険性と第5層の避難計画」とする主張について（債権者ら準備書面11第3の1）

債権者らは、「深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には・・・具体的危険があると解すべきである」と主張する（債権者ら準備書面11、38～39頁）。

しかしながら、当該主張は深層防護における「前段否定・後段否定」の概念に対する誤った理解に基づくものであり、失当であることは債務者主張書面（4）13～34頁で述べたとおりである。

なお、深層防護の考え方と人格権侵害の具体的危険の存否の関係性については、近時において仙台地方裁判所が、債務者主張書面（4）29～34頁で挙げた各裁判例と同旨の判断を示している。すなわち、仙台地方裁判所令和5年5月24日付判決においては、「人格権に基づく妨害予防請求としての差止請求においては、差止めを求める原告側において、人格権侵害の具体的危険の存在について主張立証すべき責任を負うこととなり、この点は原子炉の運転差止請求においても異なるところはない」と述べたうえで、「本件2号機（引用者注：東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉）の運転の差止請求を認めるかどうかを判断するに当たっては、本件2号機の運転再開により、当然に放射性物質を異常に放出する事故が発生する具体的危険が存在することを前提とすることはできない」とし、「主張立証の状況からすると、本訴訟においては、本件2号機の運転が再開されることにより放射性物質が異常に放出されるような事故が発生する具体的危険があるものと認めるに足りる証拠はないと言わざるを得ない。そうすると、本件2号機の運転の再開により人格権が侵害される危険があるという

原告らの主張は、その前提を欠くものというべきであるから、仮に原告らが主張するように・・・避難計画が実行性を欠くものであったとしても原告らの人格権が違法に侵害される具体的危険があるものと認めることはできない」と判示している。そして、深層防護と具体的危険の考え方についても、「深層防護に基づいた原子炉施設の安全確保の考え方は、予防的な観点から防護を確実なものとするため、各防護レベルについて独立の有効性を図るというものであって、第5層に相当する避難計画に不備があるという場合に、直ちに放射性物質が当該原子炉施設の周辺環境に異常に放出される具体的な危険があることを示すものであるとか、これを当然の前提としたものであると解することはできない」と判示している。(乙 239、18～19頁、22頁)

第2 「航空機や船舶ですら万が一の事故時の救命設備を欠く設備の運転を許されないなら、ましてや原発ではなおさらそうであること」とする主張について(債権者ら準備書面11第3の2)

債権者らは、船舶安全法等を持ち出して縷々述べるが(債権者ら準備書面11、39～42頁)、過去の主張の繰り返しであり、再論しない。なお、当該主張に対する債務者の反論については、債務者主張書面(4)40～41頁で述べたとおりである。

第3 「屋内退避の不合理」とする主張について(債権者ら準備書面11第3の3)

1 債権者らは、「屋内退避をすることによる、放射性プルームからの外部被ばくに対する防護効果は、多くの住民が居住する木造家屋の場合にはわずか10%低減でしかない」とし、「屋内退避をしている間及び屋内退避から避難をしている間の被ばく量を累積すると、平常時の被ばく限度1mSv/yを優に超えてしまう」と主張する(債権者ら準備書面11、45頁)。

2 しかしながら、債権者らは、屋内退避の位置づけを正解しない主張をしている。外部被ばくについて、債権者らの挙げる研究結果があるのはそのとおりであるが、同研究結果は、内部被ばくについても言及しているところ、木造家屋の場合、75%低減されるとしており（甲 95、4 頁）、木造家屋への屋内退避は、内部被ばくに対しては大きな効果を有している。この点、原子力規制委員会は、「原子力災害発生時における防護措置の基本的な考え方は、重篤な確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つことである。このためには、放射性物質の吸入による内部被ばくをできる限り低く抑えることが重要である」との見解を示している（乙 240、「原子力災害発生時の防護措置の考え方」）。

なお、債権者らは、避難や屋内退避時の累積被ばく量が平常時の被ばく限度である年間 1mSv を超えることを問題視しているが（債権者ら準備書面 1 1、45 頁）、国際放射線防護委員会（ICRP）及び原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の報告においては、100mSv 以下の低線量被ばくでは人に関する放射線リスクの直接的な証拠は存在しないとされている（乙 241、「国際放射線防護委員会の 2007 年勧告」16 頁、乙 242 の 1 及び 2、「SOURCES AND EFFECTS OF IONIZING RADIATION UNSCEAR 2008 Report」第 2 巻 64 頁）ことを指摘しておく。

3 また、債権者らは「放射性プルーム通過後に換気をしなければ・・・屋内退避の効果がない」とも主張する（債権者ら準備書面 1 1、45～46 頁）。

しかしながら、内閣府及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の作成した「原子力災害発生時の防護措置—放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避—」（乙 243）によると、日本における一般的な住宅を想定した 7 日間の積算被ばく線量の試算を行った結果、施設内の気圧を屋外より高めることで放射性物質を含む屋外の空気が屋内へ流入することを防ぐ措置（陽圧化）を行

わない状態（自然換気状態（NV））において、非RC（木造等）建物の場合は、内部被ばく量については約70%（乙第243号証の12頁の図4における「屋外滞在時」の値0.39と「非RC+NV」の値0.11との比較）、外部被ばく線量については45%（同号証の13頁の図5における「屋外滞在時」の値1.00と「非RC造」の値0.55との比較）、内部被ばく線量と外部被ばく線量の合算において55%（乙第243号証の12頁の図4における「屋外滞在時」の値1.00と「非RC+NV」の値0.45との比較）の被ばく線量低減効果があるとされている。そして、本試算が示す被ばく線量低減効果は、屋内退避期間を7日間とし、放射性プルームが通過した後も窓の開放等を行わないという条件で行われたものであり（乙243、10頁）、放射性プルームが通過した後に窓の開放等を実施して換気を行えば、さらなる被ばく線量低減効果が得られるとされている（乙243、31頁）。

このように、放射性プルームが通過した後も窓の開放等を行わないとの条件を設定し、7日間の積算被ばく線量の算出という時間要素を考慮した試算結果をみても、木造家屋への屋内退避は、被ばく（特に内部被ばく）に対して大きな効果を有しているといえる。債権者らの主張は、こうした知見を考慮することなく、いたずらに屋内退避による被ばく低減効果を論難するものであり、理由がない。

第4 避難先でも原子力災害が生じている可能性があるとする主張について（債権者ら準備書面9第1の3（2））

債権者らは、避難先に原子力発電所の立地地域が含まれていることを取り上げ、巨大地震が起きると高浜発電所1号機～4号機（以下、「本件発電所」という）だけではなく、多数の原子力発電所が同時多発的に事故を起こすかのように主張し、地震により大飯発電所及び美浜発電所が放射性物質放出事故を起こすことを前提として、大飯発電所及び美浜発電所が所在している地域への避難は不可能である旨主張する（債権者ら準備書面9、3頁）。

しかしながら、答弁書で述べたとおり、そもそも原子力発電所は、その発電所に到来する最大級の地震動（基準地震動）に対する耐震安全性を確保しており、これを超える地震動に襲われることはまず考えられない（答弁書 80～91 頁）。これに加えて、震源となる断層において発生した地震波は距離に応じて大きく減衰する性質を有することから、仮に百歩譲って、本件発電所の近傍で地震が発生し、本件発電所の安全機能を喪失するような大きさの地震動が襲うようなことがあったとしても、その震源となる断層で発生した地震波が本件発電所から直線距離で約 15 km 離れた大飯発電所や、約 45 km も遠く離れた美浜発電所に伝わったときには地震動は小さくなるため、これらの発電所も同時に地震によって安全機能を喪失することは、より考えられないことになる。

債権者らの主張は、こうした科学的、専門技術的知見を踏まえることなく、漫然と地震による同時多発的事故が発生すると論じているのであって、その前提において失当である。

第 5 「安定ヨウ素剤の服用が適時にできないこと」とする主張について（債権者ら準備書面 1 1 第 3 の 4）

- 1 債権者らは、安定ヨウ素剤について、緊急時モニタリングは空間放射線量の実測値を用いるもので、予測値を用いないため、住民に対して時間的余裕を持った時期に安定ヨウ素剤の服用指示を出すことができず、住民は安定ヨウ素剤の適時の服用ができないとして縷々主張する（債権者ら準備書面 1 1、46～48 頁）。
- 2 債権者らは、放射性ヨウ素が吸入摂取又は体内摂取される前の 24 時間以内又は直後に安定ヨウ素剤を服用することをもって、適時の服用と述べているようである。しかしながら、安定ヨウ素剤の服用においては、放射性ヨウ素へのばく露後 2 時間以内であれば 90% 以上、またばく露後 8 時間以内であっても約 40%

以上、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を抑制できるとされている（乙 244、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」3 頁、24 頁）。したがって、安定ヨウ素剤の服用を「24 時間以内又は直後」の時点に限定し、その範囲を指して適時の服用と述べる債権者らの主張はそもそも当を得ないものである。

- 3 そして、安定ヨウ素剤の服用は、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、その判断に基づき、直ちに、原子力災害対策本部又は地方公共団体は指示を行い、住民は当該指示に従って服用を行うこととなっている。債務者主張書面（7）25～26 頁でも述べたとおり、全面緊急事態においては、当該判断を適切に行うための緊急時モニタリングの体制が敷かれるのに加え、結果として安定ヨウ素剤の服用指示を含む被ばく防護措置が必要となった際には、国の原子力災害対策本部等から、関係県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供するほか、関係県及び関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車、ウェブサイト等を活用し、住民へ情報を伝達することとされている（乙 201、20～21 頁）。住民は、このような各種媒体を通じて指示を受け、適切な時機に安定ヨウ素剤の服用を行うものであるから、適時に安定ヨウ素剤の服用ができないとする債権者らの主張には理由がない。

第6 「コロナ禍での避難」とする主張について（債権者ら準備書面9第1の3（3）及び同11第3の5）

- 1 債権者らは、新型コロナウイルス感染症流行下での原子力発電所の事故時の避難は実施可能なものではない（債権者ら準備書面9、3～4 頁、同11、48～50 頁）と主張する。
- 2 しかしながら、「高浜地域の緊急時対応」（乙 201）は、新型コロナウイルス感

感染症の流行を踏まえた感染症等の流行下における各種防護措置の具体化が図られているものであり、債権者らの主張は当を得ない。以下、国及び地方公共団体の新型コロナウイルス感染症への主な対応について述べておく。

内閣府は、令和 2 年 4 月 1 日、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（乙 245）において、地方公共団体に対して、「災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となる」ため、「発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討」するよう求めるとともに、「発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する」ことを求めている。

また、内閣府は、上記通達の内容を補充するため、同年 4 月 7 日、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（乙 246）において、以下の留意事項をまとめている。

- ・可能な限り多くの避難所の開設
- ・親戚や友人の家等への避難の検討
- ・自宅療養者等の避難の検討
- ・避難者の健康状態の確認
- ・手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底
- ・避難所の衛生環境の確保
- ・十分な換気の実施、スペースの確保等
- ・発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保
- ・避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

内閣府は、同年 5 月 15 日、新型コロナウイルスの感染が収束しない中で災害が発生した場合の避難行動の在り方を公表しており、それによれば、「新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です」と記載されている（乙 247、「知っておくべき 5 つのポイント」）。

本件発電所が設置されており、災害時に避難所の開設が求められる福井県は、同年 5 月 19 日、「新型コロナウイルスに備えた避難所運営の手引き」（甲 106）を策定し、避難所の開設及び運営における新型コロナウイルス感染防止対策等についての具体的対応方針を示している。

内閣府は、同年 5 月 29 日、中央防災会議において防災基本計画を修正し、「令和 2 年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある」、「新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする」との記載を加えた。そして、令和 3 年 5 月 25 日の中央防災会議において、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所における対策やパーティション等の備蓄の促進等を盛り込むこと等を目的に、さらなる改正が行われた（乙 248、「中央防災会議第 40 回議事録」3 頁、乙 249、「防災基本計画」6 頁、16～17 頁、28 頁、40～41 頁等）。

内閣府は、令和 2 年 6 月 2 日、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」（甲 102）において、「原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととする」との基本姿勢を示した上で、具体的な対応として、「感染症流

行下において原子力災害が発生した場合、感染症や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うこととなる」としている。

内閣府は、同年 6 月 8 日、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて」（乙 250）を策定し、地方公共団体に向けて、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の在り方を助言している。

内閣府は、同年 11 月 2 日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」（乙 251）を策定し、関係道府県に対して、訓練の実施等を通じて、本ガイドラインを利活用し、各地域の実情に合わせた避難計画（原子力災害対策）の継続的な検討及び準備を進めていくよう助言している（乙 251、3～4 頁）。

このように、国の基本姿勢は「防護措置」と「感染防止対策」を可能な限り両立させ、「感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うこと」である。

- 3 上記の国の姿勢に並行して、福井県は、「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」等に基づき、令和 2 年 8 月 27 日に、新型コロナウイルス感染症の流行中に大飯発電所及び本件発電所で同時に事故が起きた場合を想定した広域避難訓練を、全国で初めて実施した（乙 252 の 1、「令和 3 年度福井県防災会議を開催しました」、乙 252 の 2、「令和 2 年度福井県原子力防災訓練の実施結果について」）。

上記訓練には、内閣府、自衛隊、福井県、小浜市、敦賀市、おおい町、高浜町、美浜町、警察、消防、債務者等、約 40 機関が参加し、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、住民が広域避難訓練等を実施するとともに、地方自治体等が避難所の開設やその運営手順等を確認している。

4 なお、国は新型コロナウイルス感染症の感染症法¹上の位置づけについて、令和5年1月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部で、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に位置づけることとした（乙253、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」）。そして、同年4月27日、上記特段の事情が生じていないことが確認されたことから、国は新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を正式に決定した（乙254、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る新型インフルエンザ等感染症から5類感染症への移行について」）。

加えて、同年2月10日に開催された同対策本部では、同年3月13日より、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用の方針について、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることとした（乙255、「マスク着用の考え方の見直し等について」）。

第7 「被ばくを前提にした避難計画」とする主張について（債権者ら準備書面11第3の6）

債権者らは、原子力災害対策指針におけるOILの設定値について縷々述べた上、「被ばくすることを前提とした避難計画である」などとして、我が国における原子力災害に係る避難計画の内容が不合理であるかのように主張する（債権者ら準備書面11、50～52頁）。

しかしながら、債務者主張書面（7）8～9頁で述べたとおり、我が国の原災指針上、被ばく防護措置は、重篤な確定的影響を回避するとともに、確率的影

¹ 正式には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」である。

響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つため実施されるものである。この考え方は、国際放射線防護委員会（ICRP）による勧告等の国際的な知見に則るものでもあるところ、債権者らの主張は、放射線被ばくに関する防護措置を正解せずになされたものであり、失当である。

第8 まとめ

以上のとおり、債権者らの主張は理由なく行われたものであり、失当である。

以上